

令和6年第1回白石町議会臨時会会議録

会議月日 令和6年2月9日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	住民課長	谷川友子
生活環境課長	土井一	商工観光課長	谷崎孝則
農村整備課長	吉村大樹	学校教育課長	出雲誠

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	友田香将雄	4番	重富邦夫
----	-------	----	------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案上程（提案理由の説明）
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認について
（令和5年度白石町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第5 議案第2号 専決処分の承認について
（令和5年度白石町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第6 議案第3号 白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 白石町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第8 議案第5号 白石町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 財産の取得について
- 日程第10 議案第7号 財産の取得について
- 日程第11 報告第1号 専決処分の報告について
（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第12 報告第2号 専決処分の報告について
（和解及び損害賠償額の決定について）

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

全員、起立。

会議を開く前に、1月1日に発生しました、令和6年能登半島地震により被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の冥福を祈り、黙とうを捧げたいと思います。

黙とう。

お直りください。

一同、礼。

おはようございます。

着席。

ただいまから令和6年第1回白石町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は、お手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、友田香将雄議員、重富邦夫議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日1日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日間に決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは、皆様に配付しています一覧表のとおりです。専決処分2件、条例3件、財産の取得2件、以上7件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆様、おはようございます。

本日、令和6年第1回白石町議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます前に、本年元日に発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様ならびにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

地震や豪雨などの自然現象は、人間の力ではくい止めることはできませんが、災害による被害は、日頃の備えにより減らすことが可能です。本町においては、近年、度重なる豪雨による浸水被害に見舞われており、改めて防災対策の重要性を痛感させられたところであり、今後も国県と連携を図りながら、さらに進めてまいります。

それでは、提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。まず、専決処分案件でございます。

議案第1号「専決処分の承認について（令和5年度白石町一般会計補正予算（第8号）」は、ふるさと寄附金の増加に伴う業務委託料、謝礼品配送委託料及びサイト広告料など諸経費の増額等について、本年1月5日付けで予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

議案第2号「専決処分の承認について（令和5年度白石町一般会計補正予算（第9号）」は、物価高に苦しんでおられる低所得者への支援として、住民税非課税世帯には、既に給付金の給付を行っているところですが、住民税均等割のみ課税される世帯についても、物価高に苦しんでおられる低所得者世帯であると考えられることから、住民税非課税世帯と同様に、一世帯当たり10万円を給付し、生活を支援するた

めの予算及び低所得子育て世帯に対し、対象児童一人当たり5万円を加算して給付し、低所得子育て世帯の生活を支援するための予算について、本年1月17日付けで予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

以上2件について報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、条例案件でございます。

議案第3号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第4号「白石町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第5号「白石町漁港管理条例の一部を改正する条例について」は、漁港漁場整備法の一部が改正されたこと等に伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

最後に、予算外案件でございます。

議案第6号「財産の取得について」は、本年9月に稼働します、新給食センターで使用する学校給食用食器等の購入について、議案第7号「財産の取得について」は、同じく新給食センター調理場内で使用する消耗品の購入について、いずれも、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。

それぞれ十分にご審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容がわかるよう、会議録に記載することといたします。

(担当課長の議案内容説明)

○坂本博樹企画財政課長

議案第1号「専決処分の承認について（令和5年度白石町一般会計補正予算（第8号）」について、ご説明いたします。

白石町一般会計補正予算（第8号）につきましては、昨年未までに全国から多額のふるさと寄附金をいただき、これに対応するため、ふるさと応援事業費の予算確保が早急に必要となったこと等により令和6年1月5日付けで専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に5億5,518万3千円を追加し、補正後の予算総額を184億2,553万2千円とするものです。

まず歳入の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

19款寄附金、1項、1目指定寄附金で、全国からご寄附をいただきました、ふるさと寄附金5億円を増額補正を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページをお願いします。

2款総務費、1項、8目地域づくり推進費で、ふるさと応援事業費として、12節委託料のふるさと納税業務・返礼品及び配送委託料2億4,400万円、24節積立金のふるさと基金元金積立金2億5,000万円など、合わせて5億5,113万8千円を計上しております。

また、2款総務費、3款民生費、10款教育費におきまして、12月補正予算において対応できていなかった、技能労務職等の会計年度任用職員に係る報酬、給料、職員手当等について、所要の補正を計上しております。

なお、事業の詳細につきましては、「白石町1月5日補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」でご確認をお願いいたします。

また、12ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略しますので、ご確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

議案第2号「専決処分の承認について（令和5年度白石町一般会計補正予算（第9号）」について、ご説明いたします。

白石町一般会計補正予算（第9号）につきましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援の給付金給付事業について、予算確保が早急に必要となったことにより、令和6年1月17日付けで専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に7,847万7千円を追加し、補正後の予算総額を185億400万9千円とするものです。

4ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正ですが、今回の補正予算の令和5年度物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業については、年度内の支出が終らない見込みのため、繰越明許費の追加を計上しております。

今回の補正予算については、「白石町1月17日補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」でご説明いたします。

主要事項内容説明書の1ページをお願いします。

まず「令和5年度物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業」の均等割のみ課税給付についてです。

基準日は令和5年12月1日で、支給対象者は、基準日において白石町の住民基本台帳に登録されており、個人住民税所得割が課されていない者のみで構成されている世帯の世帯主に対し、1世帯当たり10万円を給付するものであります。ただし、住民

税非課税世帯への給付金の対象になった者は除きます。

対象世帯を550世帯とし、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（均等割のみ課税給付）5,500万円を計上しております。

2ページをお願いします。

「令和5年度 物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業」の低所得者の子育て世帯加算についてです。

基準日は令和5年12月1日で、支給対象者は、令和5年度における住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付を受けた世帯主で、当該世帯に18歳以下の児童のいる世帯の世帯主に対し、児童1人当たり5万円を給付するものであります。

対象者数を400人とし、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（低所得者の子育て世帯加算）2,000万円を計上しております。

いずれも、システム改修委託料ほか、職員手当等、需用費、役務費を計上しております。

財源は、全額、国庫の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。

なお、事業の詳細につきましては、「白石町1月17日補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」でご確認をお願いいたします。

また、補正予算書の9ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略しますので、ご確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○谷川友子住民課長

議案第3号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、白石町手数料徴収条例の一部改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

今回の条例改正の施行期日でございますが、令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○土井 一生活環境課長

議案第4号「白石町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、引用条文を改めるため、「白石町下水道事業の設置等に関する条例」の一部を改正するものです。

今回の条例改正の施行期日は地方自治法の施行日に併せ、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉村大樹農村整備課長

議案第5号「白石町漁港管理条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

令和6年4月1日の「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」の施行に伴う「漁港漁場整備法」の一部改正により、本町の「白石町漁港管理条例」を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

議案第6号「財産の取得について」ご説明いたします。

令和6年度の新給食センター運営開始とともに町内全小中学校に給食を提供するための食器等を購入するものです。

納入場所は、学校給食センター、取得の方法は、指名競争入札、取得価格は、消費税込みで10,986,140円です。

取得の相手方は、中島商事株式会社営業本部です。

入札の経過につきましては議案に添付いたしております入札経過表をご覧ください。

去る2月2日に入札を行い2月7日に仮契約を結んでいます。納入期限は令和6年5月31日までとしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

議案第7号「財産の取得について」ご説明いたします。

令和6年度の新給食センター運営開始に必要な消耗品を購入するものです。

納入場所は、学校給食センター、取得の方法は、指名競争入札、取得価格は、消費税込みで12,210,000円です。

取得の相手方は、株式会社長崎日調佐賀営業所です。

入札の経過につきましては議案に添付いたしております入札経過表をご覧ください。

去る2月2日に入札を行い2月7日に仮契約を結んでいます。納入期限は令和6年5月31日までとしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩いたします。（議案勉強会）

休憩 9時40分

再開 10時50分

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第1号「専決処分の承認について（令和5年度白石町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

予算書ですね、ページで言ったら9ページ、タブレットで言ったら10ページ以降になるんですけども、そこにですね、保育園調理員報酬、小学校用務員給料、総合センターなどずっと給料報酬の増額が上がっておりまして、ちょっと人数は変えてないんですが、私の感覚ではお一人あたりに10万円ぐらいの補正が組んであるようなんですけども。そして今度は一番最後の12ページになりますけれど、予算書の14ページ、タブレットは15ページになります。ここに会計年度任用職員の給与明細書があるんですが、そこを見ますと、報酬給料で約400万円上がっていて、期末手当は、4万9,000円しか上がってないっていう、バランスが非常に私としては、えらいバランス悪いなと思っているんですけど。まずですね、これだけ上がったもので一か月あたり一人いくらぐらい平均上がっているんでしょうか。それともう一つなぜそれが期末手当に反映していないのかをお尋ねします。

○中村政文総務課長

今回の技能労務職と申しましょうか、この分の給料が上がったのはまずもってなぜかということだと思います。今回の人件費の補正につきましては、会計年度任用職員の技能労務職員ですね。調理員等ですね、会計年度任用職員等に係る人件費補正でありまして、12月議会におきまして佐賀県の人事委員会勧告に鑑みまして、給与改定等に伴う人件費の補正をお願いしておりました。しかしながらですね、技能労働職につきましては、佐賀県の給料の改定表、規則の改定を参考にさせていただいておりまして、その提示がですね、ちょっと遅くてですね、12月の人件費の補正には、改定され

た給料表の通りということには予算計上ができなかつたことでもあります。

それで大きく伸びたのはなぜかということでございます。会計年度任用職員の給料は先ほど申しましたように、職員の給料表を元に支給をしております、今回の人事院勧告の主な改定の中に、初任給の大幅アップというふうになっております。

でございます、1級職の昇給が非常に大きくなりまして、このような約400万円近くの補正となっているわけです。

ちなみに、技能労務職給料表の1-17が初任給になりますけれども、約1万2,000円程度の大幅な増額というふうになっております。これは12月議会でもお願いしました、職員の給与改定でも同じようなことで増えています。

それと最終ページ、技能労務職員の期末手当の方と給料の伸びとのバランスが合わないようだがということもございますけれども、期末手当につきましては、一般職員です、総額の予算の中の勤勉手当の予算等で予算の流用等対応しながらですね、一応、現状としてはこの金額で増額補正をすると対応ができていたということでございます。以上です。

○吉岡正博議員

そしたら確認なんですけども、この一人1万2,000円ベースアップは相当な金額なわけなんですけど、前から技能労務職だけが事務職は経験者でして、技能労務職は経験なしという格付けはおかしいんじゃないかと言っておりましたけど、そういう技能労務職員さんの待遇改善とか、職務内容に合わせてとかいうような背景ではなくて、給与表のシステム上、うちの場合若手職員、新採職員並みのところを使いますので、それで上がったという、給与表の問題があって技能労務職の職務内容を検討して、1万2,000円上げるというわけではないということなんですね。

○中村政文総務課長

技能労務職の職務形態が変わるということではなく、県の人事委員会勧告の方に鑑みながら、本町の給与体系を作っておりますので、その上で今回そうなったというところでもあります。以上です。

○吉岡正博議員

すいません、ちょっと難しく言われたのであれですが、結局、一般職の若手職員の給料が上がるので、その給料表を使ってる技能労務職も上がりましたよって話ですね。答弁結構です。確認だけです。

○片渕栄二郎議長

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

討論なしと認めます。

これより、議案第1号「専決処分の承認について（令和5年度白石町一般会計補正予算（第8号）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立確認）

起立全員です。

よって、議案第1号は、承認することに決定しました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第2号「専決処分の承認について（令和5年度白石町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（ありませんとの声）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（ありませんとの声）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号「専決処分の承認について（令和5年度白石町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立確認）

起立全員です。

よって、議案第2号は、承認することに決定しました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第3号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（ありませんとの声）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（ありませんとの声）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

（起立確認）

起立全員です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7

○片渕栄二郎議長

日程第 7、議案第 4 号「白石町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

討論なしと認めます。

これより、議案第 4 号「白石町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立全員です。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8

○片渕栄二郎議長

日程第 8、議案第 5 号「白石町漁港管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

討論なしと認めます。

これより、議案第 5 号「白石町漁港管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立全員です。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9

○片渕栄二郎議長

日程第 9、議案第 6 号「財産の取得について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

討論なしと認めます。

これより、議案第6号「財産の取得について」を採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立全員です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第7号「財産の取得について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

討論なしと認めます。

これより、議案第7号「財産の取得について」を採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立全員です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、12

○片渕栄二郎議長

日程第11の報告第1号および日程第12の報告第2号について、この2件の担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容がわかるよう、会議録に記載することといたします。

(報告第1、2の内容説明)

○坂本博樹企画財政課長

報告第1号「専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」ご説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書をご覧ください。

町職員が公用車を運転中に発生した物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定に

つきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和6年2月1日でございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の和解の内容及び損害賠償額でございますが、町が相手方物損に対して賠償することとし、損害賠償額123,000円を支払うものでございます。

事故の概要でございますが、令和5年12月25日午後4時00分頃、町職員が訪問先の大字福田地内の民家から県道武雄福富線へ公用車を後退した際、後方確認が不十分であったため、歩道敷きに設置してあった道路標識に接触し、標識を破損させたものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全額、全国自治協会自動車損害共済で補填をしております。

以上で、ご説明を終わります。

○笠原政浩建設課長

報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」ご説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書をご覧ください。

町が管理する白石中央公園便所で発生した施設の瑕疵による創傷治療に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和5年12月9日でございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の和解の内容及び損害賠償額でございますが、町が相手方の治療費に対して賠償することとし、損害賠償額2,696円を支払うものでございます。

事故の概要でございますが、令和5年10月11日午後2時30分頃、白石町が管理する白石中央公園西野外便所女子便所でガラスブロック破損部に触れ、右手小指球を切創させたものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で補填をしております。

以上で、ご説明を終わります。

○片渕栄二郎議長

以上で本臨時会に付された案件は、終了しました。

これもちまして、令和6年第1回白石町議会臨時会を閉会いたします。

11時05分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年2月9日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 友 田 香将雄

署 名 議 員 重 富 邦 夫

事 務 局 長 中 原 賢 一